

報告第 4 号

専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、浜田市税条例の一部を改正する条例について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 6 月 18 日 提出

浜田市長 三 浦 大 紀

浜田市税条例の一部を改正する条例について

浜田市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 3 月 31 日 専決

浜田市長 三 浦 大 紀

浜田市税条例の一部を改正する条例

浜田市税条例（平成 17 年浜田市条例第 67 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条の 3 中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 19 条中「、第 81 条の 6 第 1 項」を削り、同条第 2 号及び第 3 号中「第 81 条の 6 第 1 項の申告書、」を削る。

第 33 条第 3 項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「。）」の次に「(同号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。)」を加える。

第 34 条の 7 第 2 項中「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項」に改める。

第 36 条の 2 第 1 項ただし書中「及び第 36 条の 3 の 3 第 1 項」を「並びに第 36 条の 3 の 3 第 1 項及び第 2 項第 4 号」に改める。

第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 2 号中「除き、」を「除く。次条第 1 項第 2 号において同じ。）」に改め、「。次条第 1 項において同じ」を削り、同条第 5 項中「次条第 4 項」を「次条第 5 項」に改める。

第 36 条の 3 の 3 第 1 項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第 203 条の 6 第 1 項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第 203 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第 23 条第 1 項第 1 号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が 900 万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が 95 万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第 3 号において同じ。）（退職手当等（第 53 条の 2 に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年

年齢 16 歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。)を有する者

- (3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものに限る。)の支払を受ける第 23 条第 1 項第 1 号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第 48 条の 9 の 7 の 3 に定める金額に満たない者を除く。)であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢 16 歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。)を有する者

第 36 条の 3 の 3 第 5 項中「第 3 項」を「第 4 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「第 48 条の 9 の 7 の 3」を「第 48 条の 9 の 8」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に、「法第 317 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書に」を「同条第 1 項の規定による申告書に」に、「法第 317 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書を提出する」を「同条第 1 項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第 314 条の 2 第 1 項第 6 号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第 63 条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては 20 万円」を削り、「150 万円」を「180 万円」に改める。

第 80 条第 1 項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第 80 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第 1 項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでな

い」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第 81 条第 1 項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第 81 条第 2 項中「3 輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第 3 項及び第 4 項を削る。

第 81 条の 2 から第 81 条の 9 までを削る。

第 81 条の 10（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条を第 81 条の 2 とする。

第 81 条の 11（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条を第 81 条の 3 とする。

第 82 条（見出しを含む。）、第 83 条の見出し並びに同条第 1 項及び第 2 項並びに第 85 条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 87 条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第 1 項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第 33 号の 4 の 2 様式」を「第 33 号の 4 様式」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「第 33 号の 4 の 2 様式」を「第 33 号の 4 様式」に改める。

第 88 条の見出し並びに第 89 条の見出し及び同条第 1 項から第 3 項までの規定中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 90 条の見出し並びに同条第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 5 項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 91 条第 2 項中「若しくは第 81 条の 10 又は第 80 条第 3 項ただし書」を「若しくは第 81 条の 2 又は第 80 条第 2 項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第 7 項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第 6 条中「から令和 9 年度まで」を「以後」に改める。

附則第 7 条の 3 の前の見出し及び同条を削る。

附則第 7 条の 3 の 2 に見出しとして「(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)」を付し、同条第 1 項中「令和 20 年度」を「令和 25 年度」に、「居住年が平成 11 年から平成 18 年まで又は」を「同法第 41 条第 1 項に規定する居住年が」に、「令和 7 年」を「令和 12 年」に、「において、前条第 1 項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」を「附則第 5 条の 4 第 5 項」に改め、同条第 2 項中「附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項」を「附則第 7 条の 3 第 1 項」に改め、同条を附則第 7 条の 3 とする。

附則第7条の4中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第8条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第7条の3の2第1項」を削る。

附則第9条の2中「附則第7条の2第4項」の次に「(法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加える。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第14項」を「附則第15条第13項」に改め、同条第4項中「附則第15条第21項」を「附則第15条第20項」に改め、同条第5項中「附則第15条第22項第1号」を「附則第15条第21項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第22項第2号」を「附則第15条第21項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第22項第3号」を「附則第15条第21項第3号」に改め、同条第8項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第9項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第11項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第12項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第13項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第14項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に、「7分の6」を「5分の3」に改め、同条第15項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第16項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第17項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同条第18項から第20項までを削り、同条第21項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第18項とし、同条第22項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第19項とし、同条第23項中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改め、同項を同条第20項とし、同条第24項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第25項中「附則第15条第40項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第22項とし、同条第26項中「附則第15条第41項」を「附

則第 15 条第 40 項」に改め、同項を同条第 23 項とし、同条中第 27 項を第 24 項とし、第 28 項を第 25 項とし、同条に次の 1 項を加える。

26 法附則第 15 条の 11 第 1 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 1 とする。

附則第 10 条の 3 第 7 項中「附則第 12 条第 16 項」を「附則第 12 条第 17 項」に改め、同条第 8 項中「附則第 12 条第 19 項」を「附則第 12 条第 20 項」に改め、同条第 9 項第 4 号中「附則第 12 条第 23 項」を「附則第 12 条第 24 項」に改め、同項第 6 号中「附則第 12 条第 24 項」を「附則第 12 条第 25 項」に改め、同条第 10 項第 5 号及び第 12 項第 5 号中「附則第 12 条第 31 項」を「附則第 12 条第 32 項」に改め、同条第 15 項中「附則第 12 条第 19 項」を「附則第 12 条第 20 項」に改め、同条第 16 項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成 18 年国土交通省令第 110 号）第 10 条第 2 項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成 24 年法律第 49 号）第 2 条第 2 項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第 7 条の 2 第 1 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 14 条第 1 項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第 3 項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第 17 条第 3 項第 1 号に規定する同法第 2 条第 20 号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第 3 号を次のように改める。

- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号）第 5 条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 14 条第 3 項の条例で定める同法第 2 条第 18 号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則第 15 条の 2 から第 15 条の 6 までを削る。

附則第 16 条の見出し中「の種別割」を削り、同条第 1 項中「法第 444 条第 3 項に規定する」を「道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による」に、「から第 4 項まで」を「及び第 3 項」に改め、「の種別割」を削り、同条第 2 項中「令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで」を「令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第 3 項中「法第 446 条第 1 項第 3 号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和 4 年 4 月 1 日」を「令和 7 年 4 月 1 日」に、「当該初回車両番号指定を受けた

日の属する年度の翌年度分」を「令和 8 年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第 4 項を削る。

附則第 16 条の 2 の見出し中「の種別割」を削り、同条第 1 項中「の種別割」を削り、「から第 4 項まで」を「又は第 3 項」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「の種別割」を削る。

附則第 16 条の 3 第 3 項第 2 号、第 16 条の 4 第 3 項第 2 号及び第 17 条第 3 項第 2 号中「、附則第 7 条の 3 第 1 項及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項」を「及び附則第 7 条の 3 第 1 項」に改める。

附則第 17 条の 2 第 1 項中「令和 8 年度」を「令和 11 年度」に改め、同条第 2 項中「令和 8 年度」を「令和 11 年度」に、「附則第 34 条の 2 第 5 項」を「附則第 34 条の 2 第 6 項」に、「附則第 34 条の 2 第 10 項」を「附則第 34 条の 2 第 12 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

4 第 1 項（第 2 項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第 31 条の 2 第 2 項第 13 号から第 15 号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条第 1 項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 9 条第 1 項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成 15 年法律第 77 号）第 56 条第 1 項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第 1 項又は第 2 項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第 18 条第 5 項第 2 号及び第 19 条第 2 項第 2 号中「、附則第 7 条の 3 第 1 項及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項」を「及び附則第 7 条の 3 第 1 項」に改める。

附則第 20 条第 2 項第 2 号中「、附則第 7 条の 3 第 1 項及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項」を「及び附則第 7 条の 3 第 1 項」に改める。

附則第 20 条の 2 第 2 項第 2 号及び第 5 項第 2 号並びに第 20 条の 3 第 2 項第 2 号及び第 5 項第 2 号中「、第 7 条の 3 第 1 項及び第 7 条の 3 の 2 第 1 項」を「及び第 7 条の 3 第 1 項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2及び第36条の3の3の改正規定並びに附則第6条の改正規定及び附則第7条の3の2第1項の改正規定（「令和20年度」を「令和25年度」に改める部分及び「令和7年」を「令和12年」に改める部分に限る。）並びに次条第1項及び第2項の規定 令和9年1月1日
- (2) 第63条の改正規定及び附則第3条第2項の規定 令和9年4月1日
- (3) 第34条の7第2項の改正規定並びに附則第7条の4の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）、附則第9条の2の改正規定及び附則第17条の2の改正規定（同条第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める部分を除く。）並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日
（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の浜田市税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の浜田市税条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 2 前条第1号に掲げる規定による改正後の浜田市税条例附則第7条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築

等に係る部分に限る。)又は同条第6項に規定する認定住宅等(同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第10項に規定する認定住宅等(同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、なお従前の例による。

- 3 新条例附則第17条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第17条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第63条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 3 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第2号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。)附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 4 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第 4 条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和 8 年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の 3 輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和 7 年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(浜田市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 5 条 浜田市税条例等の一部を改正する条例（平成 26 年浜田市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

附則第 6 条中「の種別割」を削る。

報告第 5 号

専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会の議決を経て締結した工事請負契約の契約金額の変更について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 6 月 18 日 提出

浜田市長 三 浦 大 紀

工事請負契約の契約金額の変更について

令和7年7月8日議決を経た、浜田市ケーブルテレビHFC設備撤去等工事請負契約の契約金額の変更を、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり決定する。

令和8年3月4日 専決

浜田市長 三 浦 大 紀

工事請負契約の契約金額の変更の決定

浜田市ケーブルテレビHFC設備撤去等工事請負契約の契約金額を1,544,400円減額し、308,655,600円とする。

報告第 6 号

専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会の議決を経て締結した工事請負契約の契約金額の変更について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 6 月 18 日 提出

浜田市長 三 浦 大 紀

工事請負契約の契約金額の変更について

令和7年7月8日議決を経た、美又温泉外湯建設工事に伴う建築主体工事請負契約の契約金額の変更を、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり決定する。

令和8年3月13日 専決

浜田市長 三 浦 大 紀

工事請負契約の契約金額の変更の決定

美又温泉外湯建設工事に伴う建築主体工事請負契約の契約金額を3,077,800円増額し、466,397,800円とする。

報告第7号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決を経て締結した工事請負契約の契約金額の変更について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年6月18日 提出

浜田市長 三浦大紀

工事請負契約の契約金額の変更について

令和7年7月8日議決を経た、美又温泉外湯建設工事に伴う機械設備工事請負契約の契約金額の変更を、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり決定する。

令和8年3月23日 専決

浜田市長 三 浦 大 紀

工事請負契約の契約金額の変更の決定

美又温泉外湯建設工事に伴う機械設備工事請負契約の契約金額を328,900円増額し、399,628,900円とする。

報告第 8 号

専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、令和 7 年度浜田市一般会計補正予算（第 13 号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 6 月 18 日 提出

浜田市長 三 浦 大 紀

令和 7 年度 浜田市一般会計補正予算（第 13 号）

令和 7 年度浜田市の一般会計補正予算（第 13 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 309,806 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 44,322,606 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の廃止は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 8 年 3 月 31 日 専決

浜田市長 三 浦 大 紀

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 地方譲与税		444,178	△11,299	432,879
	2自動車重量譲与税	275,962	△11,299	264,663
5 株式等譲渡所得割交付金		46,589	11,483	58,072
	1 株式等譲渡所得割交付金	46,589	11,483	58,072
7 地方消費税交付金		1,358,168	130,627	1,488,795
	1 地方消費税交付金	1,358,168	130,627	1,488,795
11 地方交付税		10,796,925	380,669	11,177,594
	1 地方交付税	10,796,925	380,669	11,177,594
15 国庫支出金		5,500,798	3,870	5,504,668
	2 国庫補助金	1,711,694	3,870	1,715,564
19 繰入金		3,032,654	△793,965	2,238,689
	1 基金繰入金	3,032,654	△793,965	2,238,689
21 諸収入		1,284,771	△20,991	1,263,780
	4 受託事業収入	296,443	△1,479	294,964
	5 雑収入	907,172	△19,512	887,660
22 市債		5,363,015	△10,200	5,352,815
	1 市債	5,363,015	△10,200	5,352,815
歳入合計		44,632,412	△309,806	44,322,606

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		9,946,565	△14,870	9,931,695
	1 総務管理費	9,045,780	△14,870	9,030,910
3 民生費		12,141,025	△177,939	11,963,086
	1 社会福祉費	7,160,243	△134,785	7,025,458
	3 生活保護費	652,308	△43,154	609,154
4 衛生費		3,784,123	△56,816	3,727,307
	1 保健衛生費	1,771,199	△56,816	1,714,383
8 土木費		3,052,129	△35,000	3,017,129
	2 道路橋梁費	1,595,992	△35,000	1,560,992
9 消防費		1,553,185	△15,000	1,538,185
	1 消防費	1,553,185	△15,000	1,538,185
11 災害復旧費		148,805	△10,181	138,624
	2 公共土木施設災害復旧費	124,938	△10,181	114,757
歳出	合計	44,632,412	△309,806	44,322,606

第 2 表 繰越明許費補正

(廃止)

款	項	事業名	金額
08 土木費	02 道路橋梁費	周布橋整備事業	20,007
08 土木費	02 道路橋梁費	日の免橋耐震化事業	2,770

第 3 表 地方債補正

(変更)

起債の目的	補正前 限度額	補正後 限度額
災害復旧事業	107,400	97,200

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 地方譲与税	444,178	△11,299	432,879
5 株式等譲渡所得割交付金	46,589	11,483	58,072
7 地方消費税交付金	1,358,168	130,627	1,488,795
11 地方交付税	10,796,925	380,669	11,177,594
15 国庫支出金	5,500,798	3,870	5,504,668
19 繰入金	3,032,654	△793,965	2,238,689
21 諸収入	1,284,771	△20,991	1,263,780
22 市債	5,363,015	△10,200	5,352,815
歳入合計	44,632,412	△309,806	44,322,606

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2総務費	9,946,565	△14,870	9,931,695		8,000	△14,870	△8,000
3民生費	12,141,025	△177,939	11,963,086			2,245	△180,184
4衛生費	3,784,123	△56,816	3,727,307		△8,000	△7,987	△40,829
8土木費	3,052,129	△35,000	3,017,129	3,870		△1,479	△37,391
9消防費	1,553,185	△15,000	1,538,185				△15,000
11災害復旧費	148,805	△10,181	138,624		△10,200		19
歳出合計	44,632,412	△309,806	44,322,606	3,870	△10,200	△22,091	△281,385

2 歳 入

2 地方譲与税 (2 自動車重量譲与税)

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 地方譲与税	444,178	△11,299	432,879
2 自動車重量譲与税	275,962	△11,299	264,663
1 自動車重量譲与税	275,962	△11,299	264,663
5 株式等譲渡所得割交付金	46,589	11,483	58,072
1 株式等譲渡所得割交付金	46,589	11,483	58,072
1 株式等譲渡所得割交付金	46,589	11,483	58,072
7 地方消費税交付金	1,358,168	130,627	1,488,795
1 地方消費税交付金	1,358,168	130,627	1,488,795
1 地方消費税交付金	1,358,168	130,627	1,488,795
11 地方交付税	10,796,925	380,669	11,177,594
1 地方交付税	10,796,925	380,669	11,177,594
1 地方交付税	10,796,925	380,669	11,177,594
15 国庫支出金	5,500,798	3,870	5,504,668
2 国庫補助金	1,711,694	3,870	1,715,564
5 土木費国庫補助金	481,661	3,870	485,531
19 繰 入 金	3,032,654	△793,965	2,238,689
1 基金繰入金	3,032,654	△793,965	2,238,689
1 財政調整基金繰入金	264,492	35,508	300,000
2 減債基金繰入金	1,174,698	△829,473	345,225
21 諸 収 入	1,284,771	△20,991	1,263,780

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
1	自動車重量譲与税	△11,299	自動車重量譲与税 △11,299
1	株式等譲渡所得割交付金	11,483	株式等譲渡所得割交付金 11,483
1	地方消費税交付金	130,627	地方消費税交付金 130,627
1	地方交付税	380,669	特別交付税 380,669
1	道路橋梁費補助金	3,870	臨時道路除雪事業費 3,000 社会資本整備総合交付金 870
1	財政調整基金繰入金	35,508	財政調整基金繰入金 35,508
1	減債基金繰入金	△829,473	減債基金繰入金 △829,473

21 諸 収 入 (4 受託事業収入)

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
4 受託事業収入	296,443	△1,479	294,964
4 土木費受託事業収入	19,159	△1,479	17,680
5 雑 入	907,172	△19,512	887,660
2 雑 入	907,170	△19,512	887,658
22 市 債	5,363,015	△10,200	5,352,815
1 市 債	5,363,015	△10,200	5,352,815
1 総 務 債	1,366,500	8,000	1,374,500
3 衛 生 債	1,022,400	△8,000	1,014,400
9 災 害 復 旧 債	107,400	△10,200	97,200
歳 入 合 計	44,632,412	△309,806	44,322,606

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
1	道路橋梁費受託事業収入	△1,479	県道除雪事業費 △1,479
7	総務費雑入	△14,870	デジタル基盤改革支援事業費 △14,870
8	民生費雑入	3,345	生活保護費返還金 生活保護費徴収金 2,989 356
9	衛生費雑入	△7,987	予防接種収入 △7,987
1	総務管理債	8,000	まちづくり総合交付金事業費 8,000
1	保健衛生債	△8,000	子ども医療費助成事業費 △8,000
2	公共土木施設災害復旧債	△10,200	現年公共土木施設災害復旧費 △10,200

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2 総 務 費	9,946,565	△14,870	9,931,695		8,000	△14,870	△8,000
1 総務管理費	9,045,780	△14,870	9,030,910		8,000	△14,870	△8,000
7 企 画 費	3,264,054	0	3,264,054		8,000		△8,000
9 電子計算費	480,854	△14,870	465,984			△14,870	

2 総務費（1 総務管理費）

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
13 使用料及び賃借料	△14,870	1 基幹系住民情報システム運用管理 事業 △14,870

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 民 生 費	12,141,025	△177,939	11,963,086			2,245	△180,184
1 社会福祉費	7,160,243	△134,785	7,025,458				△134,785
3 障がい者福祉費	2,533,104	△123,310	2,409,794				△123,310
5 福祉医療費	151,432	△11,475	139,957				△11,475

3 民生費（1 社会福祉費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区	分		
19	扶助費	△123,310	1 障がい者介護給付事業 △57,423 2 障がい者訓練等給付事業 △65,887
11	役務費	△163	1 福祉医療給付事業 △11,475
19	扶助費	△11,312	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
3 生活保護費	652,308	△43,154	609,154			2,245	△45,399
2 扶 助 費	536,926	△43,154	493,772			2,245	△45,399

3 民生費（3 生活保護費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区	分		
19	扶助費	△43,154	1 扶助費 △43,154

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4 衛 生 費	3,784,123	△56,816	3,727,307		△8,000	△7,987	△40,829
1 保健衛生費	1,771,199	△56,816	1,714,383		△8,000	△7,987	△40,829
2 感染症予防費	284,400	△19,310	265,090			△7,987	△11,323
3 乳幼児等医療費	246,618	△37,506	209,112		△8,000		△29,506

4 衛生費（1 保健衛生費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区	分		
12	委託料	△19,310	1 定期（高齢者等）予防接種事業 △19,310
11	役務費	△525	1 乳幼児医療費助成事業 △11,755
19	扶助費	△36,981	2 子ども医療費助成事業 △25,751

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
8 土 木 費	3,052,129	△35,000	3,017,129	3,870		△1,479	△37,391
2 道路橋梁費	1,595,992	△35,000	1,560,992	3,870		△1,479	△37,391
2 道路維持費	335,888	△35,000	300,888	3,870		△1,479	△37,391

8 土 木 費 (2 道路橋梁費)

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
12	委託料	△35,000	1 除雪事業 △35,000

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
9 消 防 費	1,553,185	△15,000	1,538,185				△15,000
1 消 防 費	1,553,185	△15,000	1,538,185				△15,000
2 非常備消防費	136,743	△15,000	121,743				△15,000

9 消 防 費 (1 消 防 費)

(単位 : 千円)

節		金額	説明
区	分		
1	報酬	△13,000	1 消防団員報酬等 △15,000
8	旅費	△2,000	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
11 災害復旧費	148,805	△10,181	138,624		△10,200		19
2 公共土木施設 災害復旧費	124,938	△10,181	114,757		△10,200		19
1 道路橋梁災害 復旧費	124,938	△10,181	114,757		△10,200		19

11 災害復旧費 (2 公共土木施設災害復旧費)

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
12	委託料	△10,181	1 7年公共土木施設災害復旧費 △10,181

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

1 特別職

区 分		職 員 数	給 与 費							共 済 費	合 計	備 考
			報 酬	給 料	期 末 手 当 年 間 支 給 率	地 域 手 当	寒 冷 地 手 当	そ の 他 の 手 当	計			
		(人)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
補 正 後	長 等	3		26,400	9,285 3.50月分			7,205	42,890	6,226	49,116	退職手当組 合負担金及 び通勤手当
	議 員	22	92,218		32,520 3.50月分				124,738	23,726	148,464	
	そ の 他	2,861	119,373						119,373		119,373	
	計	2,886	211,591	26,400	41,805			7,205	287,001	29,952	316,953	
補 正 前	長 等	3		26,400	9,285 3.50月分			7,205	42,890	6,226	49,116	退職手当組 合負担金及 び通勤手当
	議 員	22	92,218		32,520 3.50月分				124,738	23,726	148,464	
	そ の 他	2,913	132,373						132,373		132,373	
	計	2,938	224,591	26,400	41,805			7,205	300,001	29,952	329,953	
比 較	長 等											
	議 員											
	そ の 他	△ 52	△ 13,000						△ 13,000		△ 13,000	
	計	△ 52	△ 13,000						△ 13,000		△ 13,000	

地 方 債 に 関 す る 調 書

区 分		前 年 度 末 現 在 高 見 込 額	当該年度中増減見込額		当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
			起 債 見 込 額	償 還 見 込 額	
災 害 復 旧 事 業 債	補 正 前 の 額	1,682,361	107,400	311,344	1,478,417
	補 正 額		△ 10,200		△ 10,200
	補 正 後 の 額	1,682,361	97,200	311,344	1,468,217
計	補 正 前 の 額	39,446,222	5,363,015	5,063,417	39,745,820
	補 正 額		△ 10,200		△ 10,200
	補 正 後 の 額	39,446,222	5,352,815	5,063,417	39,735,620

報告第 9 号

専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、損害賠償の額の決定について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 6 月 18 日 提出

浜田市長 三 浦 大 紀

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額を地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり定める。

令和 8 年 6 月 3 日 専決

浜田市長 三 浦 大 紀

損害賠償の額の決定

市道施設に係る事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

- | | | |
|---|----------|----------|
| 1 | 損害賠償の額 | 96,336 円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | (省略) |

報告第 10 号

令和 7 年度浜田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

令和 7 年度浜田市一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、次のとおり報告する。

令和 8 年 6 月 18 日 提出

浜田市長 三 浦 大 紀

令和7年度浜田市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
02	01	総務管理費 財産管理事務費	4,635,000	4,635,000				4,635,000	
02	03	戸籍住民基本台帳費 戸籍事務電算化事業	3,333,000	3,333,000		3,333,000			
03	01	社会福祉費 島根県低所得世帯緊急支援給付金支給事業	229,934,000	228,610,931		184,690,931		43,920,000	
03	02	児童福祉費 物価高対応子育て応援手当支給事業(国補正分)	21,248,000	2,882,000		2,882,000			
06	01	農業費 地域総合整備資金貸付金	579,000,000	579,000,000			579,000,000		
06	02	林業費 林道城山線改良事業	17,981,000	17,749,300	87,185	9,762,115	7,900,000		
06	02	林業費 林地崩壊防止事業	14,726,000	14,638,542		7,082,000	7,100,000	439,600	16,942
07	01	商工費 プレミアム付「はまだ応援チケット」発行事業	3,000,000	154,600		154,600			
07	01	商工費 日本遺産石見神楽保存・継承支援事業	17,357,000	12,578,000	12,578,000				
08	01	土木管理費 狭あい道路拡幅整備事業	3,000,000	3,000,000		1,500,000			1,500,000
08	02	道路橋梁費 橋梁等長寿命化調査点検事業	22,000,000	11,256,000		6,437,861			4,818,139
08	02	道路橋梁費 道路法面点検事業	5,210,000	5,210,000		2,709,200			2,500,800
08	02	道路橋梁費 白砂1号線改良事業	8,235,000	466,865	83,778	72,087	300,000		11,000
08	02	道路橋梁費 戸地線改良事業	40,268,000	37,152,419		20,837,698	16,300,000		14,721
08	02	道路橋梁費 道路ストック災害防除事業	31,035,000	16,176,043		7,808,354	7,500,000		867,689
08	02	道路橋梁費 井野37号線道路改良事業	2,452,000	1,093,740		550,093	500,000		43,647
08	02	道路橋梁費 歩道整備事業	19,962,000	11,192,669	13,577	6,282,028	4,400,000		497,064
08	02	道路橋梁費 橋梁長寿命化改修事業	25,750,000	25,750,000		14,300,000	11,400,000		50,000
08	02	道路橋梁費 谷口橋整備事業	52,603,000	51,141,221		29,217,760	21,900,000		23,461
08	02	道路橋梁費 浜田橋整備事業	273,100,000	224,176,406		63,405,000	160,700,000		71,406
08	03	河川費 治和川砂防事業流末水路整備事業	16,100,000	16,100,000			16,100,000		
08	05	都市計画費 公園環境整備対策事業	20,000,000	16,689,092	1,789,092		14,900,000		
09	01	消防費 消防施設等整備事業	175,757,000	167,554,992		38,605,000	128,600,000		349,992
11	01	農林水産業施設災害復旧費 7年農地災害復旧費	10,383,000	4,644,200	80,564	2,535,536	200,000		1,828,100
11	01	農林水産業施設災害復旧費 7年農業用施設災害復旧費	8,854,000	2,941,800		1,182,777	500,000		1,259,023
11	02	公共土木施設災害復旧費 7年公共土木施設災害復旧費	106,452,000	86,886,086	84,933	18,161,000	59,500,000		9,140,153
計			1,712,375,000	1,545,012,906	14,717,129	421,509,040	1,036,800,000	48,994,600	22,992,137

報告第 11 号

令和 7 年度浜田市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

令和 7 年度浜田市水道事業会計予算繰越計算書について、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により、次のとおり報告する。

令和 8 年 6 月 18 日 提出

浜田市長 三 浦 大 紀

令和7年度 浜田市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項及び第2項ただし書の規定による建設改良費等の繰越額

款	項	事業名	予算 計上額 円	支払義務 発生額 円	翌年度 繰越額 円	左 の 財 源 内 訳				不 用 額 円	翌年度繰越額に係る 繰越を要するたな卸 資産の購入限度額 円	説 明
						国庫補助金 円	工事負担金 円	企業債 円	損益勘定 留保資金 円			
資本的支出	建設改良費	金城町小国地区 谷口橋橋梁添架 管改良工事	100,000,000	29,170,000	70,830,000	0	0	70,800,000	30,000	0	0	谷口橋架け替え工事との工程調整により、年度内完了が困難となったため。
〃	〃	周布町地区周布 橋橋梁添架管改 良工事	65,000,000	0	65,000,000	0	0	65,000,000	0	0	0	周布橋架け替え工事との工程調整により、年度内完了が困難となったため。
〃	〃	浜田市公共下水道市街地整備事業(二工区)その3 工事に伴う配水管 移転工事	70,700,000	23,490,000	47,210,000	0	14,713,600	32,400,000	96,400	0	0	下水道工事に伴う支障移転工事であり、本体工事との工程調整により年度内完了が困難となったため。
〃	〃	殿町地区配水管 改良工事	76,000,000	29,830,000	46,170,000	0	0	0	46,170,000	0	0	下水道工事およびガス工事との近接工事であり、工程調整により年度内完了が困難となったため。
〃	〃	殿町地区配水管 改良工事 (消火栓)	2,000,000	0	2,000,000	0	2,000,000	0	0	0	0	
〃	〃	浜田処理区下水道管渠整備工事(一工区)その3に 伴う配水管移転工 事	8,720,000	2,640,000	6,080,000	0	4,677,750	1,400,000	2,250	0	0	下水道工事に伴う支障移転工事であり、本体工事との工程調整により年度内完了が困難となったため。

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				不 用 額	翌年度繰越額に係る 繰越を要するたな卸 資産の購入限度額	説 明
						国庫補助金	工事負担金	企業債	損益勘定 留保資金			
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	
資本的支出	建設改良費	浜田市公共下水道市街地整備事業(一工区)その2 工事に伴う配水管 移転工事	46,000,000	0	46,000,000	0	20,028,800	25,900,000	71,200	0	0	下水道工事に伴う支障移転工事であり、 本体工事との工程調整により年度内 完了が困難となったため。
"	"	浜田市公共下水道市街地整備事業(一工区)その2 工事に伴う配水管 移転工事 (消火栓)	3,000,000	0	3,000,000	0	3,000,000	0	0	0	0	
"	"	熱田町地区配水管 新設工事	23,860,000	8,400,000	15,460,000	0	0	0	15,460,000	0	0	国道9号における国直轄工事との調整 を要する工事であり、工程調整により年 度内完了が困難となったため。
"	"	(主)浜田八重可部 線(後野工区)防災 安全交付金(改築) 事業に伴う配水管 移転工事その1	7,350,000	2,450,000	4,900,000	0	4,900,000	0	0	0	0	県道改良工事との工程調整により、年 度内完了が困難となったため。
"	"	金城町美又地区 配水管改良工事	8,200,000	0	8,200,000	0	0	8,200,000	0	0	0	美又地区再開発事業に関連する工事 であり、工程調整により年度内完了が困 難となったため。
"	"	治和川左支溪防 災安全交付金(総 流防砂防)事業に 伴う配水管移転工 事	9,550,000	0	9,550,000	0	7,550,000	2,000,000	0	0	0	県発注の砂防ダム工事に伴う支障移転 工事であり、本体工事との工程調整によ り年度内完了が困難となったため。
"	"	治和川左支溪防 災安全交付金(総 流防砂防)事業に 伴う配水管移転工 事 (消火栓)	1,000,000	0	1,000,000	0	1,000,000	0	0	0	0	県発注の砂防ダム工事に伴う支障移転 工事であり、本体工事との工程調整によ り年度内完了が困難となったため。

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				不 用 額	翌年度繰越額に係る 繰越を要するたな卸 資産の購入限度額	説 明
						国庫補助金	工事負担金	企業債	損益勘定 留保資金			
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	
資本的支出	建設改良費	重要施設配水管 耐震事業16工区	71,598,000	0	71,598,000	17,200,000	0	54,300,000	98,000	0	0	令和8年度への繰越を想定した国交付金事業の追加要望(R7国補正予算分)であり、交付内示が令和7年12月に示されたことに伴う本工事の繰越のため。
"	"	重要施設配水管 耐震事業16工区 (消火栓)	1,000,000	0	1,000,000	0	1,000,000	0	0	0	0	令和8年度への繰越を想定した国交付金事業の追加要望(R7国補正予算分)であり、交付内示が令和7年12月に示されたことに伴う本工事の繰越のため。
"	"	重要施設配水管 耐震事業17工区	100,000,000	0	100,000,000	33,333,000	0	66,600,000	67,000	0	0	令和8年度への繰越を想定した国交付金事業の追加要望(R7国補正予算分)であり、交付内示が令和7年12月に示されたことに伴う本工事の繰越のため。
"	"	重要施設配水管 耐震事業17工区 (消火栓)	1,000,000	0	1,000,000	0	1,000,000	0	0	0	0	令和8年度への繰越を想定した国交付金事業の追加要望(R7国補正予算分)であり、交付内示が令和7年12月に示されたことに伴う本工事の繰越のため。
"	"	水道管路緊急改 善事業15工区	128,000,000	0	128,000,000	19,500,000	0	108,500,000	0	0	0	令和8年度への繰越を想定した国交付金事業の追加要望(R7国補正予算分)であり、交付内示が令和7年12月に示されたことに伴う本工事の繰越のため。
"	"	水道管路緊急改 善事業15工区 (消火栓)	1,000,000	0	1,000,000	0	1,000,000	0	0	0	0	
"	"	相生町地区配水 管新設工事	8,360,000	0	8,360,000	0	0	0	8,360,000	0	0	関係者協議に時間を要し、年度内完了が困難となったため。

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る 繰越を要するたな卸 資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	工事負担金	企業債	損益勘定 留保資金			
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	
資本的支出	建設改良費	美川浄水場機械棟屋上防水改修工事	8,745,000	3,400,000	5,345,000	0	0	0	5,345,000	0	0	美川浄水場内機械棟で雨漏りが発生したが、判明した時期が年度末に近く年度内完了が困難となったため。
〃	〃	浜田市上水道施設更新計画策定に伴う基礎調査業務	9,350,000	0	9,350,000	0	0	9,300,000	50,000	0	0	資産の現状把握、将来の見通しの把握に期間を要し、年度内完了が困難となったため。
〃	〃	重要施設配水管耐震事業設計業務その6	20,000,000	0	20,000,000	6,666,000	0	13,300,000	34,000	0	0	令和8年度への繰越を想定した国交付金事業の追加要望(R7国補正予算分)であり、交付内示が令和7年12月に示されたことに伴う本業務の繰越のため。
〃	〃	上水道施設更新計画策定業務	16,819,000	0	16,819,000	4,372,000	0	12,400,000	47,000	0	0	令和8年度への繰越を想定した国交付金事業の追加要望(R7国補正予算分)であり、交付内示が令和7年12月に示されたことに伴う本業務の繰越のため。
水道事業費用	営業費用	周布町地区周布橋橋梁添架管改良工事	1,100,000	0	1,100,000	0	0	0	1,100,000	0	0	周布橋架け替え工事との工程調整により、年度内完了が困難となったため。
〃	〃	浜田市公共下水道市街地整備事業(二工区)その3工事に伴う配水管移転工事	6,000,000	0	6,000,000	0	0	0	6,000,000	0	0	下水道工事に伴う支障移転工事であり、本体工事との工程調整により年度内完了が困難となったため。
〃	〃	殿町地区配水管改良工事	2,500,000	0	2,500,000	0	0	0	2,500,000	0	0	下水道工事およびガス工事との近接工事であり、工程調整により年度内完了が困難となったため。

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る 繰越を要するたな卸 資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	工事負担金	企業債	損益勘定 留保資金			
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	
水道事業費用	営業費用	浜田処理区下水道管渠整備工事(一工区)その3に伴う配水管移転工事	1,200,000	0	1,200,000	0	0	0	1,200,000	0	0	下水道工事に伴う支障移転工事であり、本体工事との工程調整により年度内完了が困難となったため。
"	"	浜田市公共下水道市街地整備事業(一工区)その2工事に伴う配水管移転工事	8,000,000	0	8,000,000	0	4,000,000	0	4,000,000	0	0	下水道工事に伴う支障移転工事であり、本体工事との工程調整により年度内完了が困難となったため。
"	"	熱田町地区配水管新設工事	1,350,000	0	1,350,000	0	0	0	1,350,000	0	0	国道9号における国直轄工事との調整を要する工事であり、工程調整により年度内完了が困難となったため。
"	"	治和川左支溪防災安全交付金(総流防砂防)事業に伴う配水管移転工事	1,200,000	0	1,200,000	0	1,200,000	0	0	0	0	県発注の砂防ダム工事に伴う支障移転工事であり、本体工事との工程調整により年度内完了が困難となったため。
"	"	水道管路緊急改善事業15工区	1,000,000	0	1,000,000	0	0	0	1,000,000	0	0	令和8年度への繰越を想定した国交付金事業の追加要望(R7国補正予算分)であり、交付内示が令和7年12月に示されたことに伴う本工事の繰越のため。
"	"	金城町小国地区谷口橋橋梁添架管改良工事	900,000	0	900,000	0	0	0	900,000	0	0	谷口橋架け替え工事との工程調整により、年度内完了が困難となったため。
"	"	金城町美又地区配水管改良工事	1,400,000	0	1,400,000	0	0	0	1,400,000	0	0	美又地区再開発事業に関連する工事であり、工程調整により年度内完了が困難となったため。

款	項	事業名	予 算 計 上 額 円	支 払 義 務 発 生 額 円	翌 年 度 繰 越 額 円	左 の 財 源 内 訳				不 用 額 円	翌年度繰越額に係る 繰越を要するたな卸 資産の購入限度額 円	説 明
						国 庫 補 助 金 円	工 事 負 担 金 円	企 業 債 円	損 益 勘 定 留 保 資 金 円			
計					712,522,000	81,071,000	66,070,150	470,100,000	95,280,850	0	0	

報告第 12 号

令和 7 年度浜田市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

令和 7 年度浜田市下水道事業会計予算繰越計算書について、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により、次のとおり報告する。

令和 8 年 6 月 18 日 提出

浜田市長 三 浦 大 紀

令和7年度 浜田市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算 (事業費)	予算 (事務費)	予算 計上額	支払義務 発生額 (事業費)	支払義務 発生額 (事務費)	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る 繰越を要するたな卸 資産の購入限度額	説明
										国庫補助金	工事負担金等	企業債	損益勘定 留保資金等			
資本的支出	建設改良費	浜田処理区整備 事業	1,168,194,000	24,608,629	1,192,802,629	721,977,622	24,222,363	746,199,985	446,602,644	208,748,278	0	237,800,000	54,366	0	0	島根県をはじめ各道路管理者との占有協議に時間を要したため。
〃	〃	ストックマネジメン ト改築事業	52,197,200	2,757,809	54,955,009	6,319,780	2,209,037	8,528,817	46,228,992	19,201,775	0	27,000,000	27,217	197,200	0	制御盤製作が年度内に完了できず、設置工事が遅れたため。
〃	〃	浄化槽改築事業	1,500,000	0	1,500,000	0	0	0	1,500,000	0	0	0	1,500,000	0	0	年度途中で改築需要が生じたほか、工法の選定に不測の期間を要したため。
		計	1,221,891,200	27,366,438	1,249,257,638	728,297,402	26,431,400	754,728,802	494,331,636	227,950,053	0	264,800,000	1,581,583	197,200		

令和7年度 浜田市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算 (事業費)	予算 (事務費)	予算 計上額	支払義務 発生額 (事業費)	支払義務 発生額 (事務費)	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				不用額	翌年度繰越額に係る 繰越を要するたな卸 資産の購入限度額	説明
										国庫補助金	工事負担金等	企業債	損益勘定 留保資金等			
下水道事業費用	営業費用	ウォーターPPP導入可能性調査経費	円 20,000,000	円 0	円 20,000,000	円 19,987,000	円 0	円 0	円 19,987,000	円 19,987,000	円 0	円 0	円 0	円 13,000	円 0	事業スキームの決定に必要な意見を十分に収集するため、説明会を追加する必要があり、その開催のため不測の日数が生じた。
		計	円 20,000,000	円 0	円 20,000,000	円 19,987,000	円 0	円 0	円 19,987,000	円 19,987,000	円 0	円 0	円 13,000			

報告第 13 号

放棄した市の私債権の報告について

浜田市私法上の債権の放棄に関する条例第 2 条第 1 項の規定により私法上の原因に基づいて発生した債権を放棄したので、同条第 2 項の規定により、次のとおり報告する。

令和 8 年 6 月 18 日提出

浜田市長 三 浦 大 紀

会計名 一般会計

- (1) 件数 1 件
- (2) 金額 37,750 円
- (3) 債権放棄の日 令和 8 年 3 月 31 日
- (4) 内訳

債権の名称	債権放棄の事由	件数	金額
土地建物貸付収入	第 2 条第 1 項第 2 号	1 件	37,750 円

報告第 14 号

放棄した市の私債権の報告について

浜田市私法上の債権の放棄に関する条例第 3 条の規定により準用する第 2 条第 1 項の規定により水道事業の管理者が管理する私法上の原因に基づいて発生した債権を放棄したので、同条第 2 項の規定により、次のとおり報告する。

令和 8 年 6 月 18 日提出

浜田市長 三 浦 大 紀

会計名 水道事業会計

- (1) 件数 83 件
- (2) 金額 1,232,802 円
- (3) 債権放棄の日 令和 8 年 3 月 31 日
- (4) 内訳

債権の名称	債権放棄の事由	件数	金額
水道料金	第2条第1項第1号	7 件	648,188 円
水道料金	第2条第1項第2号	64 件	558,205 円
水道料金	第2条第1項第5号	12 件	26,409 円